

証券税制 Q & A

教えて!

小谷野先生



税制改正大綱 (法人編)

平成21年12月22日、平成22年度税制改正大綱が発表されました。今回はその中で法人(法人税)に関する主要な改正点についてご紹介いたします。なお、今後修正等が入る可能性がありますので、その点はご了承ください。

1、資本に係る取引等にかかる税制(法人税関係)

(1) グループ内取引等にかかる税制

① グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転(非適格合併による移転を含む)を行ったことにより生じた譲渡損益は繰り延べられ、その資産をそのグループ外へ移転等させた時に、その移転を行った法人において譲渡損益が計上されることとなります。

② 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とされる。同時に、受領法人において全額損金不算入とされ

ます。

③ 100%グループ内の法人間の資本関連取引

100%グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含みます)について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられます。この場合、源泉徴収等は行われません。

また、100%グループ内の内国法人からの受取配当について損金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととなります。

④ 中小企業向け特例措置の拡大の100%子法人に対する適用

資本金の額が1億円以下

の法人にかかる各種優遇制度については、資

金の額が1億円以上の法

人(2) 資本に係る取

引等にかかる税制

① みなし配当の際の譲

渡損益

みなし配当制度について以下の改正が行われます。

(イ) 100%グループ内の内国法人の株式を

発行法人に対して譲渡す

る等の場合には、その譲

渡損益を計上しない。

(ロ) 自己株式として

取得されることを予定し

て取得した株式が自己株

式として取得された際に

生ずるみなし配当につ

いて、益金不算入制度、外

国子会社配当益金不算入

制度(を含む)を適用しな

引等にかかる税制

① みなし配当の際の譲

渡損益

みなし配当制度について以下の改正が行われま

す。

(イ) 100%グループ

内の内国法人の株式を

発行法人に対して譲渡す

る等の場合には、その譲

渡損益を計上しない。

(ロ) 自己株式として

取得されることを予定し

て取得した株式が自己株

式として取得された際に

生ずるみなし配当につ

いて、益金不算入制度、外

国子会社配当益金不算入

制度(を含む)を適用しな

い。

(ハ) 抱合株式につ

いて、譲渡損益を計上し

ない。

② 清算所得課税

清算所得課税が廃止さ

れ、通常の所得課税に移

行されます。

③ その他

受取配当の益金不算入

制度について、負債利子

控除額を計算する際の簡

便法(ロ)を除く。基準年度が

見直しされます。

4. 事業者免税点制度の

適用の見直し(消費税関

係)

の損金不算入制度(法人

税関係)

小谷野幹雄 (こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サーピス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Table with columns: 東京、マザーズ, 大阪、名古屋、ヘラクレス, 東京、外信、銘柄、札幌、福岡, JASDAQ. Rows show dates from 2008年1月 to 2010年2月.

*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。